

はじめに

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、様々な取組が行われてきた。しかしながら、世間では未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、本校としての基本方針を作り、組織的・計画的にいじめ防止に向けて取り組んでいく。

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

「いじめ」を次のように定義する

「本校の児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。(各学校の取り組み)

(ア) あいさつ運動の実施

(イ) いじめ防止週間の設定

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(授業力の充実)

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動

(イ) 人とつながる喜びを味わう体験活動

(ウ) 自信を持たせる言葉かけ

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

小学校においては、担任による発見と、保護者からの訴えにより発見されることが多い。そのため、日頃からの職員の意識と、保護者との信頼関係を構築することは、早期解決に向けては不可欠である。

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

(ア) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

(イ) おかしいと感じた児童がいる場合には学年職員集団や児童指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

(ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」や「ケース会議」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(エ) 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(オ) エと同様に年3回の「心のアンケート(いじめ防止アンケート)」により、自己点検をするとともに、実践的な態度を養う道徳教育を押し進める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

(イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

(ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

(エ) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

(オ) いじめられている児童の心の傷を癒すために、巡回相談（心理士）や養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

(ア) 日頃から、PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、H P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切で、いじめへの取組について保護者に協力を呼びかけて、ともにいじめゼロの学校づくりを目指す。

(イ) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

(ウ) 学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、いろいろな外部機関でのいじめ問題などの相談窓口（「いのちの電話」等）の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

(ア) 「児童指導委員会」

(イ) 「いじめ防止対策委員会」

いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班などを編制し対応する。

(2) 学校だけで解決が困難な事案が発生した場合、家庭や地域、関係機関との連携

重大で緊急な児童指導上の問題が発生した場合は、状況によっては対応のレベルを上げて「重大事態緊急対応会議」を開催し敏速な対応を行う。重大事態対応会議の参加メンバーは町教委指導主事やPTA会長、主任児童委員などを必要に応じて加える。

(3) 教職員のいじめ事案に対する対応力の向上に向けて

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。教職員の研修も継続的・計画的に行う。

5 最後に

いじめ対応の基本として

①未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

②早期発見 ～児童の変化を敏感に～

③早期対応 ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

以上の3つをよく意識して教育活動に向かうことが、楽しく暮らせる学校生活を作る基礎となる。